

平成十九年厚生労働省令第十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(指定薬物)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号。以下「法」という。)第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。

- 一 亜硝酸イソブチル
二 亜硝酸イソプロピル
三 亜硝酸イソペンチル
四 亜硝酸三級ブチル
五 亜硝酸シクロヘキシル
六 亜硝酸ブチル
七 四―アセチル―N・N―ジエチル―セチル―四・六・六 a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
八 四―アセトキシ―N―イソプロピル―N―メチルトリブタミン及びその塩類
九 四―アセトキシ―N―エチル―N―メチルトリブタミン及びその塩類
十 四―アセトキシ―N・N―ジアリルトリアミン及びその塩類
十一 四―アセトキシ―N・N―ジイソプロピルトリブタミン及びその塩類
十二 四―アセトキシ―N・N―ジエチルトリブタミン及びその塩類
十三 四―アセトキシ―N・N―ジメチルトリブタミン及びその塩類
十四 N―(―アダマンチル)―(―五―クロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
十五 N―(―アダマンチル)―(―シクロヘキシルメチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
十六 N―(―アダマンチル)―(―「テトラヒドロ―二H―ピラン―四―イル」メチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類

- 十七 N―(―アダマンチル)―(―「テトラヒドロ―二H―ピラン―四―イル」メチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
十八 N―(―アダマンチル)―(―四―フルオロブチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
十九 N―(―アダマンチル)―(―四―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
二十 N―(―アダマンチル)―(―五―フルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
二十一 N―(―アダマンチル)―(―ペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
二十二 一―アダマンチル―(―ペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類
二十三 一―アダマンチル―(―ペンチル)―H―インドール―三―イル)メタノン及びその塩類
二十四 N―(―アダマンチル)―(―ペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
二十五 一―アダマンチル―(―「メチルピペリジン―二―イル」メチル)―H―インドール―三―イル)メタノン及びその塩類
二十六 N―(―アミノ―)―オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(シクロヘキシルメチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
二十七 N―(―アミノ―)―オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル)―ブチル―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
二十八 N―(―アミノ―)―オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(四―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
二十九 N―(―アミノ―)―オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(五―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
三十 N―(―アミノ―)―オキソ―三―フェニルプロパン―二―イル)―(五―フル

- ルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
三十一 N―(―アミノ―)―三―ジメチル―(―オキソブタン―二―イル)―(シクロヘキシルメチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
三十二 N―(―アミノ―)―三―ジメチル―(―オキソブタン―二―イル)―(五―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
三十三 N―(―アミノ―)―三―ジメチル―(―オキソブタン―二―イル)―(五―フルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
三十四 N―(―アミノ―)―三―ジメチル―(―オキソブタン―二―イル)―(ヘキシル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
三十五 N―(―アミノ―)―三―ジメチル―(―オキソブタン―二―イル)―(ペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
三十六 N―(―アミノ―)―三―ジメチル―(―オキソブタン―二―イル)―(ペンチル)―(―エン)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
三十七 N―(―アミノ―)―三―ジメチル―(―オキソブタン―二―イル)―(ペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
三十八 N―(―アミノ―)―三―ジメチル―(―オキソブタン―二―イル)―(ペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
三十九 二―アミノ―(四―プロモ―二―五―ジメトキシフェニル)エタノン及びその塩類
四十 N―(―アミノ―)―三―メチル―(―オキソブタン―二―イル)―(五―クロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
四十一 N―(―アミノ―)―三―メチル―(―オキソブタン―二―イル)―(二―フルオロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
四十二 N―(―アミノ―)―三―メチル―(―オキソブタン―二―イル)―(五―フル

- オロペンチル)―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
四十三 N―(―アミノ―)―三―メチル―(―オキソブタン―二―イル)―(五―フルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類
四十四 二―(四―アリルオキシ―三―五―ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類
四十五 七―アリル―N・N―ジエチル―四・六・六 a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
四十六 二―(イソプロピルアミノ)―(二―三―メトキシフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類
四十七 一―(四―イソプロピルスルファニル)―二―五―ジメトキシフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類
四十八 N―イソプロピル―N―メチルトリブタミン及びその塩類
四十九 N―イソプロピル―五―メトキシ―N―メチルトリブタミン及びその塩類
五十 一酸化二窒素
五十一 インダン―二―アミン及びその塩類
五十二 一―(インダン―五―イル)―(二―(ピロリジン―一―イル)ブタン―一―オン)及びその塩類
五十三 一―(インダン―五―イル)―(二―(ピロリジン―一―イル)ヘキサノール)―(二―オン)及びその塩類
五十四 二―H―インドール―三―イル)―(二・二・三・三―テトラメチルシクロプロパン―一―イル)メタノン及びその塩類
五十五 一―(二―H―インドール―五―イル)プロパン―二―アミン及びその塩類
五十六 二―(エチルアミノ)―(インダン―五―イル)ブタン―一―オン及びその塩類
五十七 二―(エチルアミノ)―(インダン―五―イル)ペンタン―一―オン及びその塩類
五十八 三―(エチルアミノ)シクロヘキシル)フェニル及びその塩類
五十九 二―(エチルアミノ)―(チオフェン―二―イル)シクロヘキサノン及びその塩類

六十二 (エチルアミノ) ー二 (三ヒドロキシフェニル) シクロヘキサノン及びその塩類
 六十一 二 (エチルアミノ) ー二 (フェニルシクロヘキサノン及びその塩類)
 六十二 二 (エチルアミノ) ー二 (三フクロロフェニル) シクロヘキサノン及びその塩類
 六十三 二 (エチルアミノ) ー二 (三メチルフェニル) シクロヘキサノン及びその塩類
 六十四 N-エチル-N-イソプロピル-五メトキシトリブタミン及びその塩類
 六十五 N-エチル-二 (ジフェニルエチルアミン) 及びその塩類
 六十六 エチル-三 (ジメチル-二 (ペンチル-1-H-インダゾール-3-カルボキサミド) ブタノアール) 及びその塩類
 六十七 二 (四-エチル-二 (五) ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類
 六十八 二 (四-エチル-二 (五) ジメトキシフェニル) ーN- (二-メトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類
 六十九 二 (四-エチル-二 (五) ジメトキシフェニル) ーメチル) フェノール及びその塩類
 七十 一 (四-エチル-スルファニル-二 (五) ジメトキシフェニル) プロパン-二-アミン及びその塩類
 七十一 N-エチル-四-ヒドロキシ-N-プロピトリブタミン及びその塩類
 七十二 N-エチル-四-ヒドロキシ-N-メチルトリブタミン及びその塩類
 七十三 一 (四-エチルフェニル) ーN- (二-メトキシベンジル) プロパン-二-アミン及びその塩類
 七十四 エチル-二 (四-フルオロフェニル) ー二 (ヒペリジン-二-イル) アセテート及びその塩類
 七十五 N-エチル-二 (二-フルオロフェニル) プロパン-二-アミン及びその塩類
 七十六 N-エチル-二 (三-フルオロフェニル) プロパン-二-アミン及びその塩類
 七十七 N-エチル-二 (四-フルオロフェニル) プロパン-二-アミン及びその塩類
 七十八 三-エチル-二 (三-フルオロフェニル) モルフォリン及びその塩類

七十九 エチル-二 (二 (四-フルオロベンジル) ーH-インダゾール-3-カルボキサミド) ー三-メチルブタノアール) 及びその塩類
 八十 エチル-二 (二 (五-フルオロペンチル) ーH-インダゾール-3-カルボキサミド) ー三-メチルブタノアール) 及びその塩類
 八十一 エチル-二 (二 (五-フルオロペンチル) ーH-インダゾール-3-カルボキサミド) ー三-メチルブタノアール) 及びその塩類
 八十二 エチル-二 (二 (五-フルオロペンチル) ーH-インダゾール-3-カルボキサミド) ー三-メチルブタノアール) 及びその塩類
 八十三 エチル-二 (二 (五-フルオロペンチル) ーH-インダゾール-3-カルボキサミド) ー三-メチルブタノアール) 及びその塩類
 八十四 三 (二 (エチル (プロピル) アミノ) エチル) ーH-インダゾール-4-イル-2-アセテート及びその塩類
 八十五 N-エチル-N-メチルトリブタミン及びその塩類
 八十六 N-エチル-N- (二 (五-メトキシ-1-H-インダゾール-3-イル) エチル) プロパン-二-アミン及びその塩類
 八十七 N-エチル-二 (三-メトキシフェニル) シクロヘキサノール-アミン及びその塩類
 八十八 N-エチル-二 (四-メトキシフェニル) プロパン-二-アミン及びその塩類
 八十九 二 (四-エトキシ-三 (五) ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類
 九十 一 (四-エトキシ-三 (五) ジメトキシフェニル) プロパン-二-アミン及びその塩類
 九十一 二 (四-エトキシベンジル) ー五-ニトロ-二 (二 (ヒペリジン-二-イル) エチル) ベンズイミダゾール) 及びその塩類
 九十二 二 (二 (オキソ-二 (フェニル) プロパン-二-イル) イソインドル-二 (三) ジオン) 及びその塩類
 九十三 キノリン-8-イル-二 (シクロヘキサメチル) ーH-インドル-三-カルボキシラート) 及びその塩類

九十四 キノリン-8-イル-三 (四-フルオロペリジン-二-イル) スルホン-二 (四-メチルベンゾアール) 及びその塩類
 九十五 キノリン-8-イル-二 (四-フルオロベンジル) ーH-インダゾール-3-カルボキシラート) 及びその塩類
 九十六 キノリン-8-イル-二 (四-フルオロベンジル) ーH-インドル-三-カルボキシラート) 及びその塩類
 九十七 キノリン-8-イル-二 (五-フルオロペンチル) ーH-インダゾール-3-カルボキシラート) 及びその塩類
 九十八 キノリン-8-イル-二 (ペンチル-1-H-インダゾール-3-カルボキシラート) 及びその塩類
 九十九 キノリン-8-イル-二 (ペンチル-1-H-インドル) ー三-カルボキシラート) 及びその塩類
 百 五-クロロ-三-エチル-N- (四- (ヒペリジン-二-イル) フェネチル) ーH-インドル-二-カルボキサミド) 及びその塩類
 百一 二 (四-クロロ-二 (五) ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類
 百二 二 (四-クロロ-二 (五) ジメトキシフェニル) ーN- (三 (四-トリメトキシベンジル) エタンアミン) 及びその塩類
 百三 二 (四-クロロ-二 (五) ジメトキシフェニル) ーN- (二-フルオロベンジル) エタンアミン) 及びその塩類
 百四 二 (四-クロロ-二 (五) ジメトキシフェネチルアミノ) メチル) フェノール) 及びその塩類
 百五 一 (四-クロロフェニル) プロパン-二-アミン) 及びその塩類
 百六 二 (二-クロロフェニル) ー二 (二-ペンチル-1-H-インドル-三-イル) エタン) 及びその塩類
 百七 N- (四-クロロフェニル) ー二 (メチル-N- (二-フェネチル) ペリジン-四-イル) プロパンアミド) 及びその塩類
 百八 一 (四-クロロフェニル) ーN- (メチルプロパン-二-アミン) 及びその塩類
 百九 二 (三-クロロフェニル) ー三-メチルモルフォリン) 及びその塩類
 百十 サルピノリン A

百十一 一 (四-シアノブチル) ーN- (二-フェニルプロパン-二-イル) ーH-ピロロ [二 (三-b) ピリジン-三-カルボキサミド) 及びその塩類
 百十二 N-N-ジイソプロピルトリブタミン) 及びその塩類
 百十三 三-ジエチルアミノ-二 (二) ジメチルプロピル-四-アミノベンゾアール) 及びその塩類
 百十四 N-N-ジエチル-七-エチル-四 (六 (六 a (七 (八 (九) ヘキサヒドロインドロ [四 (三 (f) g) キノリン-九-カルボキサミド) 及びその塩類
 百十五 N-N-ジエチル-四-ヒドロキシトリブタミン) 及びその塩類
 百十六 N-N-ジエチル-七-メチル-四 (チオフェン-二-カルボニル) ー四 (六 (六 a (七 (八 (九) ヘキサヒドロインドロ [四 (三 (f) g) キノリン-九-カルボキサミド) 及びその塩類
 百十七 N-N-ジエチル-七-メチル-四-プロピオニル-四 (六 (六 a (七 (八 (九) ヘキサヒドロインドロ [四 (三 (f) g) キノリン-九-カルボキサミド) 及びその塩類
 百十八 N-N-ジエチル-七-メチル-四-ペンタノイル-四 (六 (六 a (七 (八 (九) ヘキサヒドロインドロ [四 (三 (f) g) キノリン-九-カルボキサミド) 及びその塩類
 百十九 N-N-ジエチル-五-メトキシトリブタミン) 及びその塩類
 百二十 一 (シクロブチルメチル) ーN- (二-フェニルプロパン-二-イル) ーH-インダゾール-三-カルボキサミド) 及びその塩類
 百二十一 一 (シクロブチルメチル) ーN- (二-フェニルプロパン-二-イル) ーH-インドル-三-カルボキサミド) 及びその塩類
 百二十二 四 (シクロプロピルカルボニル) ーN-N-ジエチル-七-メチル-四 (六 (六 a (七 (八 (九) ヘキサヒドロインドロ [四 (三 (f) g) キノリン-九-カルボキサミド) 及びその塩類
 百二十三 二 (シクロヘキサメチル) ー三 (三 (四) メチレンジオキシフェニル) ブタン-二-オン) 及びその塩類

百二十四 ニーシクロヘキシルーイーフェニル
 ーオン及びその塩類
 百二十五 二ー「二ー」シクロヘキシルメチ
 ルーイーHーインダゾールー三ーカルボキサ
 ミド」ー三ーメチルブタン酸及びその塩類
 百二十六 「二ー」シクロヘキシルメチル
 ーイーHーインドールー三ーイル」(ナフタレン
 ーイーイル)メタノン及びその塩類
 百二十七 「二ー」シクロヘキシルメチル
 ーイーHーインドールー三ーイル」(四ーメトキ
 シナフタレンーイーイル)メタノン及びその
 塩類
 百二十八 五ー「シクロヘキシルメチル」ー二
 ー「二ーフェニルプロパンーイーイル」
 二ー五ージヒドローイーHーピリド「四・三
 b」インドールーイーオン及びその塩類
 百二十九 ー「二・三ー」ジクロロフェニル
 ビベラジン及びその塩類
 百三十 二ー「三・四ー」ジクロロフェニル
 二ー「ビベリジンーイーイル」酢酸メチルエ
 ステル及びその塩類
 百三十一 四ー「三・四ー」ジクロロフェニル
 ー七ーメトキシーイーメチルーイー二・三・
 四ーテトラヒドロイソキノリン及びその塩類
 百三十二 ー「二・三ー」ジヒドロベンゾフラ
 ンーイーイル」ー「二ー」(ピロリジンーイーイ
 ル)ペンタンーイーオン及びその塩類
 百三十三 ー「二・三ー」ジヒドロベンゾフラ
 ンーイーイル」プロパンーイーアミン及びそ
 の塩類
 百三十四 ー「二・三ー」ジヒドロベンゾフラ
 ンーイーイル」プロパンーイーアミン及びそ
 の塩類
 百三十五 ー「二・三ー」ジヒドロベンゾフラ
 ンーイーイル」ーNーメチルプロパンーイー
 アミン及びその塩類
 百三十六 一・「二ー」ジフェニルーイー「(ピロリ
 ジンーイーイル)エタンーイーオン及びその
 塩類
 百三十七 ジフェニル」(ピロリジンーイーイ
 ル)メタノール及びその塩類
 百三十八 二ー「(ジフェニルメチル)ピベリジ
 ン及びその塩類
 百三十九 二ー「(ジフェニルメチル)ピロリジ
 ン及びその塩類
 百四十 ー「二・三ー」ジフルオロペンゾ
 「d」「一・三」ジオキソールーイーイル」メ
 チル」ピベラジン及びその塩類

百四十一 NーNージプロピルトリプタミン及
 びその塩類
 百四十二 「二・四ー」ジメチルアゼチジンー
 ーイル」ー「七ー」メチルー四・六・六 a・
 七・八・九ーヘキサヒドロインドロ「四・三
 f g」キノリンー九ーイル」メタノン及び
 その塩類
 百四十三 二ー「(ジメチルアミノ)メチル」
 ーイー「三ー」ヒドロキシフェニル」シクロヘ
 キサノール及びその塩類
 百四十四 ー「三・四ー」ジメチルフェニル
 ーイー「エチルアミノ」ブタンーイーオン及
 びその塩類
 百四十五 ー「三・四ー」ジメチルフェニル
 ーイー「エチルアミノ」ペンタンーイーオン
 及びその塩類
 百四十六 ー「三・四ー」ジメチルフェニル
 ーイー「(ピロリジンーイーイル)ペンタン
 ーイーオン及びその塩類
 百四十七 二ー「二・五ー」ジメトキシー四
 (トリフルオロメチル)フェニル」エタンア
 ミン及びその塩類
 百四十八 二ー「二・五ー」ジメトキシー四
 トロフェニル」エタンアミン及びその塩類
 百四十九 ー「二・五ー」ジメトキシー四
 トロフェニル」プロパンーイーアミン及びそ
 の塩類
 百五十 二ー「二・五ー」ジメトキシフェニル
 エタンアミン及びその塩類
 百五十一 ー「三・四ー」ジメトキシフェニ
 ル」ー「二ー」(エチルアミノ)ペンタンーイー
 オン及びその塩類
 百五十二 ー「三・四ー」ジメトキシフェニ
 ル」ー「二ー」(ピロリジンーイーイル)ヘキサ
 ンーイーオン及びその塩類
 百五十三 ー「三・四ー」ジメトキシフェニ
 ル」ー「二ー」(ピロリジンーイーイル)ペンタ
 ンーイーオン及びその塩類
 百五十四 ー「三・四ー」ジメトキシフェニ
 ル」ー「二ー」(メチルアミノ)プロパンーイー
 オン及びその塩類
 百五十五 二ー「二・五ー」ジメトキシフェニ
 ル」ーNー「二ー」メトキシベンジル」エタン
 アミン及びその塩類
 百五十六 二ー「二・五ー」ジメトキシー四ーブ
 ロピルフェニル」エタンアミン及びその塩類
 百五十七 ー「三・五ー」ジメトキシー四ーブ
 ロピキソフェニル」プロパンーイーアミン及
 びその塩類

百五十八 二ー「二・五ー」ジメトキシー四ーメ
 チルフェニル」エタンアミン及びその塩類
 百五十九 二ー「二・五ー」ジメトキシー四ーメ
 チルフェニル」ー「二ー」メトキシエタンアミン
 及びその塩類
 百六十 「二ー」(テトラヒドロピランー四ーイ
 ル)メチル」ーイーHーインドールー三ーイ
 ル」(二・二・三・三ー)テトラメチルシクロ
 プロパンーイーイル)メタノン及びその塩類
 百六十一 「二・二・三・三ー」テトラメチルシ
 クロプロパンーイーイル」(二ー「四・四
 四ー」トリフルオロブチル)ーイーHーイン
 ドールー三ーイル)メタノン及びその塩類
 百六十二 二ー「二・四・五ー」トリクロロ
 三・六ー」ジメトキシフェニル」エタンアミン
 及びその塩類
 百六十三 ー「二・四・六ー」トリメトキシフ
 エニル」プロパンーイーアミン及びその塩類
 百六十四 二ー「(ナフタレンーイーイル)ー二
 ー「ビベリジンーイーイル」酢酸エチルエス
 テル及びその塩類
 百六十五 二ー「(ナフタレンーイーイル)ー二
 ー「(ビベリジンーイーイル)酢酸メチルエス
 テル及びその塩類
 百六十六 ー「(ナフタレンーイーイル)ー二
 ー「(ピロリジンーイーイル)ペンタンーイー
 オン及びその塩類
 百六十七 ナフタレンーイーイル」ー「四
 フルオロペンシル)ーイーHーインドールー三
 ーカルボキシラート及びその塩類
 百六十八 ナフタレンーイーイル」ー「五
 フルオロペンシル)ーイーHーインダゾール
 ーイーカルボキシラート及びその塩類
 百六十九 Nー「(ナフタレンーイーイル)ー
 ー「五ー」フルオロペンシル)ーイーHーイン
 ドールー三ーカルボキシラート及びその塩類
 百七十 ナフタレンーイーイル」ー「五
 ルオロペンシル)ーイーHーインドールー三
 ーカルボキシラート及びその塩類
 百七十一 ナフタレンーイーイル」(二ーペンチ
 ルーイーHーインダゾールー三ーイル)メタノ
 ン及びその塩類
 百七十二 Nー「(ナフタレンーイーイル)ー
 ーペンチル」ーイーHーインダゾールー三ーカル
 ボキサミド及びその塩類
 百七十三 ナフタレンーイーイル」ー「ペンチ
 ルーイーHーインダゾールー三ーカルボキシラ
 ート及びその塩類

百七十四 Nー「(ナフタレンーイーイル)ー
 ーペンチル」ーイーHーインドールー三ーカルボ
 キキサミド及びその塩類
 百七十五 ナフタレンーイーイル」(四ー「ペン
 チルオキシ)ナフタレンーイーイル」メタノ
 ン及びその塩類
 百七十六 ナフタレンーイーイル」(九ーペンチ
 ルー九Hーカルバゾールー三ーイル)メタノ
 ン及びその塩類
 百七十七 ナフタレンーイーイル」(二ーペンチ
 ルーイーHーピロリールー三ーイル)メタノン及
 びその塩類
 百七十八 ナフタレンーイーイル」(二ーペンチ
 ルーイー五ーフェニル)ーイーHーピロリールー三ーイ
 ル)メタノン及びその塩類
 百七十九 Nー「(ナフタレンーイーイル)ー
 ーペンチル」Nー「(二ーペンチル)ーイーHーイ
 ンドールー三ーカルボニル)ーイーHーイン
 ドールー三ーカルボキサミド及びその塩類
 百八十 二ー「(ビス(四ーフルオロフェニル
 メチル)スルフィニル)アセトアミド及びそ
 の塩類
 百八十一 二ー「(ビス(四ーフルオロフェニ
 ル)メチル)スルフィニル)Nーメチルア
 セトアミド及びその塩類
 百八十二 四ーヒドロキシNーイソプロピル
 ーNーメチルトリプタミン及びその塩類
 百八十三 四ーヒドロキシNーNージイソプ
 ロピルトリプタミン及びその塩類
 百八十四 Nー「二ー」(二ーヒドロキシー二
 (チオフェニル)イーイル)エチル」ピベリジ
 ンーイーイル」Nーフェニルプロパンアミ
 ド及びその塩類
 百八十五 「(RS・SSR)ー三ー」(二ーヒ
 ドロキシー四ー「二ー」メチルオクタシンー二
 イル)フェニル」シクロヘキササンーイーオ
 ン及びその塩類
 百八十六 三ー「二ー」(ビベリジンーイーイ
 ル)シクロヘキシル」フェノール及びその
 塩類
 百八十七 二ー「(ピロリジンーイーイル)ー
 ー「(チオフェニル)イーイル」ブタンーイーオ
 ン及びその塩類
 百八十八 二ー「(ピロリジンーイーイル)ー
 ー「(チオフェニル)イーイル)ペンタンーイー
 オン及びその塩類
 百八十九 二ー「(ピロリジンーイーイル)ー
 ー「(五・六・七・八ー)テトラヒドロナフタレ

二百五十五 一ペンチルNー(二フエニ
ルプロパンー二イ)ーHーインダゾ
ルー三ーカルボキサミド及びその塩類
二百五十六 一ペンチルNー(二フエニ
ルプロパンー二イ)ーHーインドル
ー三ーカルボキサミド及びその塩類
二百五十七 「一」(一メチルアゼパンー三
イ)ーHーインドルー三ーイ
(ナフタレンー二イ) メタノン及びその
塩類
二百五十八 二ー(メチルアミ)ー
(三・四)ジメチルフェニル)プロパンー
ーオン及びその塩類
二百五十九 二ー(メチルアミ)ー
オフエンー二イ)プロパンーーオン及
びその塩類
二百六十 二ー(メチルアミ)ー二フエニ
ルシクロヘキサノン及びその塩類
二百六十一 二ー(メチルアミ)メチル
ー三・四ージヒドロナフタレンー(二H)
ーオン及びその塩類
二百六十二 Nーメチルインダンー二アミン
及びその塩類
二百六十三 (E)ーメチル二ー(二S・三
S・七a S・十二b S)ー三エチル七a
ーヒドロキシ八ーメトキシー・二・三・
四・六・七・七a・十二bオクタヒドロイ
ンドロ「二・三a」キノリジンー二イ
ル」ー三ーメトキシアクリラート及びその
塩類
二百六十四 (E)ーメチル二ー(二S・三
S・十二b S)ー三エチル八ーメトキシ
ー・二・三・四・六・七・十二・十二b
オクタヒドロインドロ「二・三a」キノリ
ジンー二イ)ー三ーメトキシアクリラ
ート及びその塩類
二百六十五 メチル二ー(二シクロヘキ
シルメチル)ーHーインダゾールー三ーカ
ルボキサミド」ー三ージメチルブタノア
ート及びその塩類
二百六十六 メチル二ー(二シクロヘキ
シルメチル)ーHーインダゾールー三ーカ
ルボキサミド」ー三ーメチルブタノア
ート及びその塩類
二百六十七 メチル二ー(二シクロヘキ
シルメチル)ーHーインドルー三ーカル
ボキサミド」ー三ーメチルブタノア
ート及び
その塩類

二百六十八 メチル二ー(三・四)ジクロ
フェニル)ー八ーメチル八ーアザビシクロ
「二・二」オクタンー二ーカルボキシラ
ート及びその塩類
二百六十九 Nーメチルー(ナフタレン
二イ)プロパンー二アミン及びその
塩類
二百七十 (四)メチルペラジンーイ
(二ペンチルーHーインドルー三ーイ
ル)メタノン及びその塩類
二百七十一 二ー(二メチルペリジン
二イ)メチルーHーインドルー三
ーイ)「ナフタレンーイ)メタノン
及びその塩類
二百七十二 一ー(二メチルフェニ
ル)シクロヘキシル」ピロリジン及びその
塩類
二百七十三 二ー(四)メチルフェニル)二
ー(ピペリジンー二イ)酢酸メチルエス
テル及びその塩類
二百七十四 一ー(四)メチルフェニル)プロ
パンー二アミン及びその塩類
二百七十五 メチル(一フエニルプロパン
二イ)カルバミン酸一ージメチルエ
チル及びその塩類
二百七十六 二ー(二メチルフェニル)ー
一(一ペンチルーHーインドルー三
ーイ)エタンーオン及びその塩類
二百七十七 一ー(二メチルフェニル)メ
チル」ペラジン及びその塩類
二百七十八 一ー(三)メチルフェニル)N
ーメチルプロパンー二アミン及びその塩類
二百七十九 メチル二ー(四)フルオ
ロブチル)ーHーインドルー三ーカルボ
キサミド」ー三・三ージメチルブタノア
ート及びその塩類
二百八十 メチル二ー(四)フルオロ
ペンジル)ーHーインドルー三ーカル
ボキサミド」ー三・三ージメチルブタノア
ート及びその塩類
二百八十一 メチル二ー(四)フルオ
ロペンジル)ーHーインドルー三ーカル
ボキサミド」ー三・三ージメチルブタノア
ート及びその塩類
二百八十二 メチル二ー(四)フルオ
ロペンジル)ーHーインドルー三ーカル
ボキサミド」ー三ーメチルブタノア
ート及び
その塩類

二百八十三 メチル二ー(五)フルオ
ロペンチル)ーHーインドルー三ーカル
ボキサミド」ー三フエニルプロパノア
ート及びその塩類
二百八十四 メチル二ー(五)フルオ
ロペンチル)ーHーインドルー三ーカル
ボキサミド」ー三ーメチルブタノア
ート及び
その塩類
二百八十五 メチル二ー(五)フルオ
ロペンチル)ーHーピロロ「二・三b」
ピリジンー三ーカルボキサミド」ー三・三
ジメチルブタノア
ート及びその塩類
二百八十六 NーメチルNー(プロパン
二イ)ー七ーメチル四・六・六a・七・
八・九ーヘキサヒドロインドロ「四・三f
g」キノリンー九ーカルボキサミド及びその
塩類
二百八十七 Nーメチルー(五)メチルチ
オフエンー二イ)プロパンー二アミン
及びその塩類
二百八十八 三ーメチル二ー(四)メチル
フェニル)モルフォリン及びその塩類
二百八十九 メチル二ー(二)ー
(ペンタ四エンーイ)ーHーイ
ンドロルー三ーカルボキサミド」ブタノア
ート及びその塩類
二百九十 メチル二ー(二)ー(一)ペ
ンチルーHーインダゾールー三ーカルボキ
キサミド」ブタノア
ート及びその塩類
二百九十一 Nーメチル四ー(三・四)メチ
レンジオキシフェニル)ブタンー二アミン
及びその塩類
二百九十二 五・六ーメチレンジオキシ
ンー二アミン及びその塩類
二百九十三 一ー(三・四)メチレンジオキシ
フェニル)ブタンー二アミン及びその塩類
二百九十四 一ー(三・四)メチレンジオキシ
フェニル)プロパンー二イ(メチル)カ
ルバミン酸一ージメチルエチル及びその
塩類
二百九十五 一ー(三・四)メチレンジオキシ
フェニル)二ー(プロピルアミ)ブタン
ーオン及びその塩類
二百九十六 一ー(三・四)メチレンジオキシ
ベンジル)ピペラジン及びその塩類
二百九十七 一ー(五)メトキシーHーイン
ドルー三ーイ)プロパンー二アミン及
びその塩類

二百九十八 (Z)ーNー「三ー(二)メトキシ
エチル)ー四・五ージメチルチアゾール
二(三H)ーイリデン」ー二・二・三・三
テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド
及びその塩類
二百九十九 五ーメトキシN・Nージプロピ
ルトリプタミン及びその塩類
三百 一ーメトキシ三・三ージメチルー
オキソブタンー二イ)ー(シクロヘキ
シルメチル)ーHーインダゾールー三ーカ
ルボキシラート及びその塩類
三百一 五ーメトキシN・Nージメチルトリ
プタミン及びその塩類
三百二 一ー(二)ー(四)メトキシフェニル)
シクロヘキシル)ピペリジン及びその塩類
三百三 四ー(二)ー(三)メトキシフェニル)
シクロヘキシル)モルフォリン及びその塩類
三百四 一ー(四)メトキシフェニル)ピペラ
ジン及びその塩類
三百五 一ー(二)ー(二)メトキシフェニル)
二フエニルエチル)ピペリジン及びその
塩類
三百六 Nー(四)メトキシフェニル)ーN
(二)フエチルペリジンー四イ)ブ
タンアミド及びその塩類
三百七 二ー(三)メトキシフェニル)二
(プロピルアミ)シクロヘキサノン及びそ
の塩類
三百八 二ー(二)メトキシフェニル)ー
(二)ペンチルーHーインドルー三ーイ
ル)エタノン及びその塩類
三百九 (二)メトキシフェニル)二ペンチ
ルーHーインドルー三ーイ)メタノン
及びその塩類
三百十 (四)メトキシフェニル)二ペンチ
ルーHーインドルー三ーイ)メタノン
及びその塩類
三百十一 二ー(三)メトキシフェニル)二
ー(メチルアミ)シクロヘキサノン及びそ
の塩類
三百十二 二ー(二)メトキシフェニル)ー
一(二)ー(二)メチルペリジンー二イ
ル)メチル)ーHーインドルー三ーイ
ル)エタノン及びその塩類
三百十三 三ー(二)メトキシベンジル
アミ)エチル)キナゾリンー二・四(一
H・三H)ージオン及びその塩類

- 三百十四 N—(二)メトキシベンジル)―二
百一五―ジメトキシ―四―メチルフェニ
ル)エタンアミン及びその塩類
- 三百十五 N—(二)メトキシベンジル)―N
―メチル―(四)メチルフェニル)プロ
パン―二―アミン及びその塩類
- 三百十六 三―メトキシ―(メチルアミ
ン)―(四)メチルフェニル)プロパン
―一―オン及びその塩類
- 三百十七 五―メトキシ―二―メチル―N・N
―ジメチルトリブタミン及びその塩類
- 三百十八 一―(二)メトキシ―四・五―メチ
レンジオキシフェニル)プロパン―二―アミ
ン及びその塩類
- 三百十九 一―(二)メトキシ―四・五―メチ
レンジオキシフェニル)―二―(メチルアミ
ン)プロパン―一―オン及びその塩類
- 三百二十 一―(二)モルフォリノエチル)
―一―イソインドール―三―イル)〔ナフタレ
ン〕メタノン及びその塩類
- 三百二十一 五―ヨードインダン―二―アミン
及びその塩類
- 三百二十二 一―(四)ヨード―二・五―ジメ
トキシフェニル)プロパン―二―アミン及び
その塩類
- 三百二十三 二―(四)ヨード―二・五―ジメ
トキシフェニル)―N―(三・四)メチレン
ジオキシベンジル)エタンアミン及びその
塩類
- 三百二十四 二―(四)ヨード―二・五―ジ
メトキシフェニル)メチル)フェノ
ール及びその塩類
- 三百二十五 二―ヨード―五―ニトロフェニ
ル)〔一〕メチルペリジン―二―イ
ル)メチル)―一―H―インドール―三―イ
ル)メタノン及びその塩類
- 三百二十六 二―ヨードフェニル)〔二〕ペン
チル―一―H―インドール―三―イ
ル)メタ
ン及びその塩類
- 三百二十七 二―ヨードフェニル)〔一〕(二
―メチルアゼパン―三―イ
ル)―一―H―イン
ドール―三―イ
ル)メタ
ン及びその塩類
- 三百二十八 二―ヨードフェニル)〔一〕(二
―メチルペリジン―二―イ
ル)メチル)―
一―H―イン
ドール―三―イ
ル)メタ
ン及びその塩類
- 三百二十九 一―H―インドール―三―イ
ル)〔ナフタレ
ン〕メタ
ノンのイ
ソ

<p>ル環の一位に次の表の第一欄に掲げるい れかの置換基が結合し、かつ、ナフタレン環 の四位に水素又は同表の第二欄に掲げるい れかの置換基が結合している物であつて当該 インドール環の一位及び当該ナフタレン環の 四位以外の位置に置換基が結合していても の並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる 物を除く。</p> <p>イ 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百 五十二号)に規定する覚醒剤 ロ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年 法律第十四号)に規定する麻薬及び向精 神薬</p> <p>ハ (四)エトキシナフタレン―一―イ ル)〔二〕オクチル―一―H―イン ドール―三―イ ル)メタ ン及びその塩類</p> <p>ニ (二)オクチル―一―H―イン ドール―三―イ ル)〔四〕ペンチルナフタレン―一― イル)メタ ン及びその塩類</p> <p>ホ (四)ヘキシルナフタレン―一―イ ル)〔二〕オクチル―一―H―イン ドール―三―イ ル)メタ ン及びその塩類</p> <p>ヘ (二)ヘプチル―一―H―イン ドール―三―イ ル)〔四〕ヘキシルナフタレン―一― イル)メタ ン及びその塩類</p> <p>ト (四)メトキシナフタレン―一―イ ル)〔二〕オクチル―一―H―イン ドール―三―イ ル)メタ ノン及びその塩類</p>	<p>第一欄</p> <p>一 直鎖状アルキル基 (炭素数が三から八ま でのいづれかのもの に限る。)</p> <p>二 直鎖状アルケニル 基(炭素数が五のも のに限る。)</p> <p>三 直鎖状アルキル基 (炭素数が三から五ま でのいづれかのもの に限る。)</p> <p>四 フッ素原子 塩素原子 臭素原子 ヨウ素原子、シアノ 基、水酸基又はアセ トキシ基のいづれか</p>	<p>第二欄</p> <p>一 直鎖状アル キル基(炭素 数が一から六 までのいづれ かのものに限 る。)</p> <p>二 アルコキシ 基(炭素数が 一又は二のも のに限る。)</p> <p>三 フッ素原子 塩素原子 臭素原子 ヨウ素原子</p>
---	--	--

<p>一種類が一つ結合し た基</p> <p>三百三十 一―メチル―一―H―イン ドール―三―イ ル)〔ナフタレ ン〕メタ ノンのイ ソ</p> <p>二 (二)メチル―一―ヘ プチル―一―H―イ ソ ンドール―三―イ ル)〔四〕ペンチ ルナフ タレン―一―イ ル)メタ ノン及びその塩類</p> <p>ハ (二)メチル―一―ヘ プチル―一―H―イ ソ ンドール―三―イ ル)〔四〕ペンチ ルナフ タレン―一―イ ル)メタ ノン及びその塩類</p>	<p>第一欄</p> <p>一 直鎖状アルキル基 (炭素数が三から七ま で(当該ナフタレン環の四 位に炭素数が六の直鎖 状アルキル基が結合す る場合)あつては、三 又は四)のいづれかの ものに限る。)</p> <p>二 炭素数が八の直鎖状 アルキル基(当該ナフ タレン環の四位に炭素 数が二又は三の直鎖状 アルキル基が結合する 場合に限る。)</p> <p>三 炭素数が五の直鎖状 アルケニル基(当該ナ フタレン環の四位に炭 素数が六の直鎖状アル キル基以外の置換基又 は水素が結合する場合 に限る。)</p> <p>四 直鎖状アルキル基 (炭素数が三から五ま で(当該ナフタレン環の四 位に炭素数が六の直鎖 状アルキル基が結合す る場合)あつては、三 又は四)のいづれかの</p>	<p>第二欄</p> <p>一 直鎖状アル キル基(炭素 数が一から六 までのいづれ かのものに限 る。)</p> <p>二 アルコキシ 基(炭素数が 一又は二のも のに限る。)</p> <p>三 フッ素原 子 塩素原子 臭素原子 ヨウ素原 子</p>
--	---	--

<p>ものに限る。)の末端の 炭素に、フッ素原子、 塩素原子、臭素原子、 ヨウ素原子、シアノ基、 水酸基又はアセトキシ 基のいづれか一種類が 一つ結合した基</p> <p>三百三十一 二―アミノ―一―フェ ニル―一―ブ ロ パン―一―オン(以下この号及び第二 条第六号において「基本骨格」とい う。)(二)位に アミノ基以外の置換基が結合して いないか又は当該アミノ基の代 わりに次の表の第一欄に掲げる いづれかの置換基が一つ結合し、 かつ、三位に水素以外が結合して いないか又は同表の第二欄に掲 げるいづれかの置換基が一つ結 合し、かつ、ベンゼン環の二位 から六位までに水素以外が結合 してはいないか又は当該ベンゼ ン環の二位、三位若しくは四位 に同表の第三欄に掲げるいづれ かの置換基が一つ結合して いる物であつて基本骨格の二 位、三位及び当該ベンゼン環に さらに置換基が結合して いないもの並びにこれらの塩 類。ただし、次に掲げる物を除く(第 二条第六号において「カチオン 系化合物群」という。)</p> <p>ロ 麻薬及び向精神薬取締法に 規定する麻薬及び向精神薬</p>	<p>第一欄</p> <p>一 メチル アミノ基 二 エチル アミノ基 三 ジメチ ルアミノ 基 四 ジエチ ルアミノ 基 五 メチル エチルア ミノ基 六 一―ピ ロリジニ ル基</p>	<p>第二欄</p> <p>一 メチル 基 二 エチル 基 三 直鎖状 プロピル 基 四 直鎖状 ブチル基 五 直鎖状 ペンチル 基 六 直鎖状 ヘキシル 基</p>	<p>第三欄</p> <p>一 メチル 基 二 エチル 基 三 メトキ シ基 四 メチレ ンジオキ シ基 五 フッ素 原子 六 塩素原 子 七 臭素原 子 八 ヨウ素 原子</p>
--	--	---	--

「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であつて、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻葉及び向精神薬取締法に規定する麻葉を除く。

三百三十三 六 a・七・十・十一 a-テトラヒドロ b・六・九-トリメチル六 H-ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であつて、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、麻葉及び向精神薬取締法に規定する麻葉を除く。

三百三十四 六 a・七・八・九・十・十一 a-ヘキサヒドロ b・六・九-トリメチル六 H-ジベンゾ「b・d」ピランの一位に水酸基又はアセトキシ基が一つ結合し、かつ、三位に直鎖状アルキル基（炭素数が三から八までのものに限る。）が結合する物であつて、一位及び三位以外の位置に置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類

三百三十五 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物。ただし、サルビア デイビノラム（直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。）及びミトラガイナ スベシオオサ（ミトラガイナ属に属する他の種との交雑種を含み、直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。）以外の植物を除く。

(医療等の用途)

第二条 法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。

一 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

イ 国の機関

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律

第百二十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する

地方独立行政法人

二 法第六十九条第四項及び第六項に規定する試験の用途
 三 法第七十六条の六第一項に規定する検査の用途
 四 法第七十六条の八第一項に規定する試験の用途
 五 犯罪鑑識の用途
 六 前各号に掲げる用途のほか、次の表の上欄に掲げる物にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる用途

亜硝酸イソプロピル及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
亜硝酸イソペンチル及びこれを含有する物	一 疾病の治療の用途（法第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。） 二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
亜硝酸三級ブチル及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
亜硝酸シクロヘキシル及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
亜硝酸ブチル及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二-アミノノニ-（四-ブロモ-ニ-五-ジメトキシフェニル）エタノン、その塩類及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一酸化ニ窒素及びこれを含有する物	一 疾病の治療の用途（法第十四条若しくは第十四

九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。）
 二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
 三 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合に限る。）

インダン-ニ-アミノ、その塩類及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ニ-（エチルアミノ）ニ-（チオフェン-ニ-イル）シクロヘキサノン、その塩類及びこれを含有する物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合

N-エチル-ニ-（四-メトキシフェニル）プロパン-ニ-アミン、その塩類及びこれを含有する物
 二-（ニ-オキシ-ニ-フェニル）プロパン-ニ-イル）イソインドリン-ニ-（ニ-ジ-ニ-オン、その塩類及びこれを含有する物

ニ-（四-クロロフェニル）プロパン-ニ-アミン、その塩類及びこれを含有する物	一 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 二 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合に限る。）
三-ジエチルアミノ-ニ-（ニ-ジメチルプロピル-ニ-）-ニ-（ニ-アミノベンゾ-ニ-イル）-ニ-アミン、その塩類及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一-（ニ-三-ジクロロフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ジフェニル（ピロリジン-ニ-イル）メタノール、その塩類及びこれを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

二一（ジフェニルメチル）ピペリジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二一（ジフェニルメチル）ピロリジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二一（二・五・ジフルオロペンゾ）「d」	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二一（二・五・ジフルオロペンゾ）「d」	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二一（二・五・ジフルオロペンゾ）「d」	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二一（二・五・ジフルオロペンゾ）「d」	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二一（二・五・ジフルオロペンゾ）「d」	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二一（二・五・ジフルオロペンゾ）「d」	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二一（二・五・ジフルオロペンゾ）「d」	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二一（二・五・ジフルオロペンゾ）「d」	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

ノン、その塩類及びこれらを含む物	る場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。
一（四一フルオロフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一（二一フルオロフェニル）プロパン二一アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一（二一フルオロフェニル）プロパン二一アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一（二一フルオロフェニル）プロパン二一アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一（二一フルオロフェニル）プロパン二一アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一（二一フルオロフェニル）プロパン二一アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一（二一フルオロフェニル）プロパン二一アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一（二一フルオロフェニル）プロパン二一アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

N一メチルインダン二一アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一（三二メチルフェニル）メチルピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
メチルロ一フェネチル一四（N一フェニルプロパナミド）ピペリジン一四一カルボキシラート、その塩類及びこれらを含む物	學術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合に限る。）
一（三・四一メチレンジオキシベンジル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一（四一メトキシフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
一（二一（二一メトキシフェニル）一（二一フェニルエチル）ピペリジン、その塩類及びこれらを含む物	學術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合に限る。）
五一メトキシ二一メチル一N一ジメチルトリプタミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

五一ヨードインダン一（四一ヨード一（五一ジメトキシフェニル）プロパン二一アミン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
カチノン系化合物群（基本骨格の二位にジメチルアミノ基、ジエチルアミノ基、メチルエチルアミノ基又は一（ピロリジン）基が結合している物を除く。）及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

七 前各号に掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

附則 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年二月二二日厚生労働省令第一四六号） この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（平成二〇年一月一八日厚生労働省令第四号） この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年二月一八日厚生労働省令第二二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年三月九日厚生労働省令第二八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年四月八日厚生労働省令第九二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二七日厚生労働省令第一〇三号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成二八年政令第二百三十二号)の施行の日(平成二八年六月二十六日)から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年六月二二日厚生労働省令第一一六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年八月二四日厚生労働省令第一四三号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年十一月一日厚生労働省令第一六五号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年十二月二二日厚生労働省令第一七九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二九年二月二四日厚生労働省令第一二二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二一日厚生労働省令第六五号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(平成二九年政令第二百四号)の施行の日(平成二九年八月二十五日)から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年八月二九日厚生労働省令第九一〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二九年一〇月三一日厚生労働省令第一二〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二九年十二月一九日厚生労働省令第一三二二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成三〇年二月二八日厚生労働省令第一八八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日厚生労働省令第七六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二一日厚生労働省令第八七号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(平成三十年政令第八十七号)の施行の日(平成三十年七月二十日)から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年八月二二日厚生労働省令第一〇九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成三〇年十一月二四日厚生労働省令第一三二二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成三〇年十二月一九日厚生労働省令第一四六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成三一年二月一九日厚生労働省令第一六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和元年六月一三日厚生労働省令第一一〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第一九〇号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第四十七号)の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年八月二九日厚生労働省令第三五〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和元年十一月二四日厚生労働省令第六九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和元年十二月二七日厚生労働省令第八一〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和二年二月一三日厚生労働省令第一五五号) 抄

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律等の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百五十二号)第九條第一項第二号の改正規定を除く。の規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日厚生労働省令第一九〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和二年七月八日厚生労働省令第一三八号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(令和二年政令第二十号)の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年八月二六日厚生労働省令第一五三〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和二年八月三一日厚生労働省令第一五五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。

附 則 (令和二年十一月一九日厚生労働省令第一八五〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年一月二二日厚生労働省令第七七号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年一月二九日厚生労働省令第一一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第二号に規定する規定の施行の日(令和三年八月一日)から施行する。

附 則 (令和三年三月一五日厚生労働省令第四七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年六月一七日厚生労働省令第一〇五〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年八月二五日厚生労働省令第一四二二号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和三年九月八日厚生労働省令
第一五二号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(令和三年政令第二百五十号)の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年一〇月二二日厚生労働省
省令第一七四号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年一月一九日厚生労働省
令第九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年三月七日厚生労働省令
第三四号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年六月二八日厚生労働省
令第九八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年七月二七日厚生労働省
令第一〇六号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(令和四年政令第二百五十五号)の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年八月三〇日厚生労働省
令第一二〇号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年十二月一六日厚生労働省
省令第一六八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年三月一〇日厚生労働省
令第二一号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年六月二一日厚生労働省
令第八六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年七月二五日厚生労働省
令第九八号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年八月三一日厚生労働省
令第一〇九号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年九月一九日厚生労働省
令第一一三号)

1 この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(令和五年政令第二百六十七号)の施行の日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年一〇月二六日厚生労働省
令第一三四号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年十一月二二日厚生労働省
令第一四三三号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年十二月二七日厚生労働省
省令第一六六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和六年一月一九日厚生労働省
令第一一号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和六年三月六日厚生労働省令
第三六号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和六年五月一日厚生労働省令
第八一号)

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。